



JASDAQ

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 昭和パックス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 大 西 亮
(JASDAQ・コード 3 9 5 4)
問い合わせ先 取締役管理本部長 飯 崎 充
T E L 03-3269-5111

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 120 期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、すべての国内上場会社の株式の売買単位を 100 株に移行する期限を平成 30 年 10 月 1 日に決定したことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1.単元株主数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合(2株を 1株に併合)の実施を本定時株主総会に付議いたします。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の 2,690 万株から 1,345 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を、2 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	8,900,000 株
今回の併合により減少する株式数	4,450,000 株
株式併合後の発行済株式総数	4,450,000 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,043 名(100.0%)	8,900,000 株(100.0%)
2 株未満	70 名 (6.7%)	70 株 (0.0%)
2 株以上	973 名(93.3%)	8,899,930 株(100.0%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および「3.定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもって、その効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、公告の閲覧の利便性向上と手続きの合理化を図るため、公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。

② 発行可能株式総数ならびに単元株式数の変更

前記「2.株式併合」の議案が本定時株主総会で承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、当社株式の売買単位を 100 株とするため、現行定款第 8 条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

③ 附則の新設

上記②発行可能株式総数ならびに単元株式数の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 4 条 (省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
第 5 条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新設)	第 5 条(公告方法) 1 当社の公告は <u>電子公告により行う。</u> 2 <u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式数は、 <u>2,690 万株</u> とする。	第 6 条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式数は、 <u>1,345 万株</u> とする。
第 7 条 (省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 8 条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条(単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。
第 9 条～第 39 条 (省略) (新設)	第 9 条～第 39 条(現行どおり) <u>附則</u> 1 <u>第 6 条および第 8 条の変更は、当社第 120 期定時株主総会の第 2 号議案にかかる株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

第 6 条および第 8 条については本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 24 日
定時株主総会決議日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)
定款の一部変更(第 6 条、第 8 条を除く)の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)※
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)※
定款の一部変更(第 6 条、第 8 条)の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日(予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q.1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q.2 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない株式とすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q.3 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所は、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを決定しました。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、これに対応し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株へ変更することとし、併せて投資単位を適切な水準に調整することを目的として、普通株式の併合(2 株を 1 株に併合)を実施いたします。

Q.4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載、または記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数(1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数変更の効力発生(平成 28 年 10 月 1 日)の前後で、株主様のご所有株式数や議決権は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,300 株	1 個	650 株	6 個	なし
例 3	900 株	なし	450 株	4 個	なし
例 4	161 株	なし	80 株	なし	0.5 株
例 5	19 株	なし	9 株	なし	0.5 株
例 6	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例 1、例 2、例 3 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 4、例 5、例 6 に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却または買取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成 28 年 11 月中

旬頃お送りすることを予定しています。

- ・効力発生前のご所有株式が 1 株(例 6)の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q.5 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数株式が生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q.6 株式併合後でも単元未満株式の買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様(上記 Q4 の例 2、例 3、例 4、例 5)は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q.7 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 2 倍となるためです。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q.8 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

今回の併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては併合割合(2 株を 1 株に併合)を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q.9 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しています。

平成 28 年 6 月 29 日	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日	現在の単元株式数(1,000 株)での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日	当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。株価に株式併合の効果が反映されます。
平成 28 年 10 月 1 日	単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成 28 年 11 月上旬	株主様宛株式併合割当通知の発送
平成 28 年 11 月中旬	端数株式の処分代金の支払開始日

Q.10 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関して、ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿代理人
同連絡先

みずほ信託銀行株式会社
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)
受付時間 平日9時～17時(土・日・祝日等を除く)

以上